

平成31年度「地域生活」バス・タクシー車両広告募集要項

豊橋市では、自主財源の確保、地元企業のイメージアップ及び地域経済の活性化に資することを目的に、「豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載取扱要領」を定め、豊橋市内で運行する「地域生活」バス・タクシー（豊橋市コミュニティバス）車両に掲載する有料広告を募集します。

1 募集内容

(1) 広告を掲載する媒体

「地域生活」バス・タクシー（豊橋市コミュニティバス）車両（ジャンボタクシー）

(2) 車両及び広告料

地区	運行経路	車両の種類	掲載位置	枠数	広告料（税込）
東部地区 (東部東山線)	ヤマナカ二川店⇔ 豊橋医療センター ⇔運動公園	ジャンボタクシー	側面（乗降口側）	1	3,780 円／月
			側面（運転席側前）	1	3,780 円／月
			側面（運転席側後）	1	3,780 円／月
			側面上部 (運転席側)	1	3,300 円／月
			後面下部	1	1,000 円／月
北部地区 (柿の里バス) 1号車※1	石巻中山⇔天王公 会堂⇔豊橋医療セ ンター	ジャンボタクシー	側面（乗降口側）	1	3,780 円／月
			側面（運転席側前）	1	3,780 円／月
			側面（運転席側後）	1	3,780 円／月
			側面上部 (乗降口側)	1	2,330 円／月
			側面上部 (運転席側)	1	3,300 円／月
			後面上部	1	3,240 円／月
北部地区 (柿の里バス) 2号車※2	石巻中山⇔天王公 会堂⇔豊橋医療セ ンター	ジャンボタクシー	側面（乗降口側）	1	3,780 円／月
			側面（運転席側前）	1	3,780 円／月
			側面（運転席側後）	1	3,780 円／月
			側面上部 (乗降口側)	1	2,330 円／月
			側面上部 (運転席側)	1	3,300 円／月
			後面上部	1	3,240 円／月

前芝地区 (しおかぜバス)	西駅前⇔前芝⇔ 梅薺	ジャンボタクシー	側面 (乗降口側)	1	3,780 円/月
			側面 (運転席側前)	1	3,780 円/月
			側面 (運転席側後)	1	3,780 円/月
			側面上部 (運転席側)	1	3,300 円/月
			後面下部	1	1,000 円/月
川北地区 (かわきたバス)	豊橋駅前⇔下地・ 津田・大村校区⇔ 豊橋駅前	ジャンボタクシー	側面 (乗降口側)	1	3,780 円/月
			側面 (運転席側前)	1	3,780 円/月
			側面 (運転席側後)	1	3,780 円/月
			側面上部 (運転席側)	1	3,300 円/月
			後面下部	1	1,000 円/月

運行日は、月～金曜日（祝休日・年末年始（12/29～1/3）・お盆（8/13～15）は運休）

※1 おもに「柿の里バス」第2便、第3便、第6便（一部区間予約制）、第7便の運行に使用します。

※2 おもに「柿の里バス」第1便（一部区間予約制）、第4便（一部区間予約制）、第5便、第9便（予約制）の運行に使用します。

2 広告の掲載位置・規格

「豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告 広告の規格・貼付箇所・広告掲載料」を参照

3 広告の枚数

1 枠につき 1 枚までとします。

4 広告の掲載期間

平成31年4月1日～平成32（2020）年3月31日のうち、希望する月

5 募集期間

平成31年2月18日（火）～2月28日（木）

ただし、募集期間内に募集数の応募がない場合又は掲載場所に空きがある場合は、随時募集します。

6 申込方法

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載申込書（様式第1）及び下記の添付資料を豊橋市役所都市計画部都市交通課まで提出してください。

なお、掲載する広告の内容によっては、別途資料の提出を依頼する場合があります。

[添付資料]

①広告案 ②事業概要 ③承諾書 ④申告書

7 広告の作成方法

車体に掲載するマグネットシートは広告主の責任及び負担で広告掲載決定後に作成していただきます。

なおマグネットシートの作成にあたっては豊橋市と協議をしてください。

8 広告料の納入

広告料は広告掲載決定後、掲載する全期間分を一括して豊橋市に納入していただきます。

9 広告主及び広告等の審査

広告掲載の可否については豊橋市広告掲載要綱、豊橋市広告掲載基準、豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載取扱要領及び本募集要項に基づき、市が審査し、決定します。

10 審査の決定通知

広告掲載の可否は、市が申込者に対して文書で通知します。

11 掲載決定後の取り消し

市が定めた規定に違反しているとき、または偽りその他不正な手段により広告掲載の承認を受けたときは、市は広告掲載の決定を取消することができます。そのことにより広告主が受けた損害について、市は賠償しません。

12 その他留意点

- (1) 広告掲載の募集及び広告掲載の決定は月単位で行いますので、一部の期間に限定して広告掲載を希望する場合も申込みをすることができます。
- (2) 掲載期間の途中で運行経路・ダイヤ・バス停・車両等が変更になる場合があります。
- (3) 天災その他やむを得ない事由により運休があった場合については、期間の延長や料金の減額は行いません。
- (4) 月の途中から掲載を希望する場合又は、月の途中で掲載を終了する場合は一月分の掲載料が必要です。